古文書を読む会学習記録

作成日　平成29年　2月13日

開催日	平成29年　2月　9日	**時　　間**	10:00～12:00
場　所	金沢公会堂リハーサル室	**出席人数**	14名
講　師	真田　雅行氏	**作成者**	鈴田　祥代
テーマ	第一学習　赤井村石井家文書　⑭		
概　要	旅人が道中の定めを破ったら、其所の領主の役人へ訴えること。その役人から詮議をうけ申し諭しても不法を続ける場合は道中奉行や代官所へ訴えること。 町人の荷物を武家の荷物と偽って不正をしていると聞いているが、今後これを固く禁ずる。 川々の渡し越えは川会所にて川越人足を雇い、順々に渡ることになっているが、近来は遠方へ迎えに行き、過分の賃銭や酒代等をねだる人足もいると聞く。そのようでは出水の節又は夜越えなど危険故、旅人は必ず川会所で適正な賃銭で川越をすること。高い賃銭や酒代を要求されても差し出さないこと。そして川役人へその旨を訴え出ること。 川越人足と旅人との直相対取引はお仕置きを受ける。 百姓町人の売荷の分を宮門跡方など重き家柄の会府を借り受けての往来旅があると聞いているが宿へ役人を差し向け改め、もし紛らわしい会府荷物は奉行所において留め置き厳しく吟味すること。紛らわしい会府は決して用いてはならない。 東海道筋宿々のうちで祝儀取と称して、江戸・京・大阪等よりの通し人足より酒代をねだられ、病気の時は世話をするからと言われ、それを渡したりしていると聞くが、病気の節は問屋役人の所へ行けば世話をしてくれるので心配はいらない。無用の酒代は決して渡してはいけない。 いずれにしても寛政元年に出された御触書が近年守られていないので、これをよく守り、門前茶屋など宿駅以外の場所には決して宿泊してはならない。		
次回予定	**平成29年　2月23日　10:00～12:00　　於：金沢公会堂リハーサル室** **第二学習　和宮様御下向　②**		